

I-0476

秘

第一課長

昭和16

五月六三一

暗

上海

二月二十六日

夜着

亞

有田外務大臣

加藤公使

第七六號

裕民館及林伯生ハ二十四日 歐羅巴及與亞院係官等ト會合ノ際 歐東

「オリンピック」大會ニ言及シ支那トシテハ新中 中央政府成立ノ上

是非我方選手ヲ参加セシメタキ意圖ナルカ本年度ハ六月中東京ニ

於テ開催ノ豫定ナルヤニ聞キ及ヒタル處斯克テハ準備ノ都合上到底

選手ノ派遣間ニ合ハス左リトテ貴國紀元二六〇〇年記念ノ意義アル

大會ニ選手ヲ派遣セサルハ如何ニモ残念ナルニ付本年度會期ヲ特ニ

九月頃ニ繰下ケラルルニ行クマジキヤト語レル趣ナルニ付テハ出

電信寫

察得レハ支那側折角ノ希望ニ副テ機考慮方關係方面ニ韓旋相煩

了

體協部長

第二課長

小川喜雄

財団法人 大日本體育協會

體協東亞發第二六號

昭和十五年二月二十七日

財団法人 大日本體育協會
會長 下村



外務大臣 有田 八郎 殿

紀元二千六百年奉祝

東亞競技大會後援方稟請

別紙趣旨、要項並豫算ニ依リ標記ノ競技大會開催致度候ニ就而特別ノ御詮議ヲ以テ御後援賜リ度此段及稟請候也

I-0476

紀元二千六百年奉祝
東亞競技大會 趣意書

大日本體育協會が此の光輝ある紀元二千六百年を記念し奉祝する爲には何を措いても先づ有意義な競技大會を開催すべきである事は誰しも認められる所でありませう。我々としてはこの光榮の年に國內的なるものと國際的なるものとを併せ行つて體育運動の國內普及の盛況と國際的優越の現狀とを永く將來に記録したいと念ずるものでありまして、従つて奉祝競技會の計劃も自らこの線に沿ふ事となりました。國內的大會は厚生省主催の明治神宮國民體育大會を奉祝競技として實施される方針でありますから舉げて之に協力すれば充分であります。國際大會は我々の手で別に舉行しなければなりませんので、協議の結果別項の如き東亞競技大會を催す事になつたのであります。

本來我々としては此の年に舉行すべき最も相應しい行事は國際オリンピック大會でなければならぬと考へて、昭和七年以來東京市と協力の上方が招致方を運動し、遂に昭和十一年に幾多の困難を排除して成功し、

紀元二千六百年には第十二回オリンピック大會が豫約せられる事となり我々日本の運動人は大きな期待を寄して居つたのであります。時局進展と共に遂に昭和十三年七月厚生大臣の聲明を以て潔よく返上と決し、第十二回オリンピックは芬蘭のヘルシンキに譲つたのであります。

しかし此の爲に我々としては紀元二千六百年の國際的奉祝計劃には非常な困難が生じた譯で、ヘルシンキ大會に参加するとせば、この方は斷念しなければならぬ様な情勢でありました。そこへ昨秋以來歐洲戰亂の勃發であります。未だヘルシンキ大會ハ正式に中止は發表されて居りませんが、現在の狀況では恐らく開催不能と考へられるのであります。そこで奉祝計劃は再轉して現在の國際情勢に應じ、將來を考へて茲に東亞大會の發表となつた譯であります。

東亞大會は又突然に机上に於て計劃せられたものではありませぬ。一つには昨年九月新京に於て催された日滿華交驛競技大會が發展したものであります。此の緒に就きましては去る一月二十二日、大滿洲帝國體育聯盟、華北新民體育協會（北京）、新中國體育協會（南京）の代表者と打合せ非常な喜を以て贊意を表されて居ります。又一方では大正二年

以來日比交三國の間に十回を數へた極東大會が昭和九年に至り當時の支那體育關係者の無理解より遂に解消され、比島體育協會の非常な熱意ある支持に依り、同年新興滿洲國を加へて東洋體育協會が創立され、この大會が支那をも誘つて昭和十三年大阪に開催される豫定となつて居りましたが、之亦我時局と比島の經濟上の困難とに依つて今日まで開催が留保延期せられて居ります。比島體育協會の狀態は今日でも變化はない様であります。先般國際電話を以て問合せた所、招聘費用を注意するならば大チームを組織して欣然参加する旨公式回答を打電して參つて居ります。之に依つて見ても明かき通り今年は自ら茲に奉祝東亞大會が催される氣運となつて居つたのでありまして、實施されれば恐らく多大の成功を收め得る事でありませう。之を日本が主催する事に依つて將來の東亞體育界は必然的に我を盟主として動いて行く様にもなるのでこの奉祝行事は永遠性が附與せられる事にもなり益々有意義と考へる次第であります。

之等の語點より考へ、本大會を敢て紀元二千六百年奉祝行事に加へ、東亞新秩序青年運動の先驅として提唱する所以でありまして、諸氏の熱烈なる御協力に依り成功に導かれる様願ふのであります。

紀元二千六百年奉祝

東亞競技大會要項 (案)

會期	昭和十五年 自六月六日 至同九日
會場	東京及近郊
參加範圍	大日本帝國、大滿洲帝國、中華民國、泰國、比島、布哇及南洋諸領
競技種目	陸上競技、蹴球、庭球(硬) 漕艇、ホッケー、拳闘、排球、籠球、馬術、ラグビー、ヨット、レスリング、自転車、送球、卓球、庭球(軟)及野球(各種目共女子競技ヲ除ク)

昭和十五年二月

財團法人大日本體育協會

紀元二千六百年奉祝
東亞競技大會 (案)

一 趣 旨

國運益々隆昌タル紀元二千六百年ヲ迎へ得タル我等大日本帝國ノ體育運動關係者ハ、コノ光榮ヲ記念センガ爲ニ關係諸方面ト相圖リ、左記要項ニ從ヒ茲ニ東亞友邦ノ青年代表ヲ招キ一大競技大會ヲ開催シ、以テ運動競技ヲ通ジテ曠古ノ盛典ヲ奉祝スルト共ニ相互ノ友好ヲ増進セントス

二 主 催

大日本體育協會、紀元二千六百年奉祝會、東京市

三 後 援

厚生省、文部省、外務省、鐵道省、興亞院、紀元二千六百年祝典事務局、內閣情報部、國民精神總動員中央聯盟

四 會 期

昭和十五年 自六月六日至同九日

五 會 場

明治神宮外苑競技場、同野球場、同相撲場、國民體育館、日比谷公會堂、大宮輪場、尾久漕艇コース、田園庭球コート、横濱ヨット港

六 參加範圍

大日本帝國、大滿洲帝國、中華民國、泰國、比島、布哇、其ノ他

七 競技種目

陸上競技、蹴球、庭球(硬)、漕艇、ホッケー、拳闘、排球、籠球、馬術、ラグビー、ヨット、レスリング、自転車、送球、卓球、庭球(軟)及野球(各競技共女子競技ヲ除ク)

八 備 考

- (1) 本競技大會ハ東京ニ於テ開催後、關西地方ニ於テモ舉行ス
 - (2) 野球ハ本協會未加盟團體ナルモ本競技大會ノ將來ニ鑑ミ之ヲ加フ
 - (3) 本競技大會開催ヲ機會ニ之ト併進シテ東洋體育協會ノ準備會議ヲ招請ス
 - (4) 本競技大會ノ實施ニ當リ別ニ附帶計劃ヲ考究ス
 - (5) 本競技大會ノ參加範圍ハ第六項ノ以外ニモ之ヲ擴大スルコトアル
 - (6) 本競技大會施行ノタメ本協會内ニ準備委員會ヲ設ク
- 昭和十五年一月

財團法人大日本體育協會

紀元二千六百年奉祝
東亞競技大會收支豫算案

一 贊助金 收入之部 二〇〇,〇〇〇.〇〇

一 東京市 一〇〇,〇〇〇.〇〇

一 入場料 (稅共) 二〇,〇〇〇.〇〇
計 二二〇,〇〇〇.〇〇

支出之部

一 招聘費 一三二,六〇〇.〇〇

一 汽車汽船費 八四,五六〇.〇〇

一 滞在費 三二,六〇〇.〇〇 (總人員三三一人)

一 雜費 五,四四〇.〇〇

一 會議費 二,四〇〇.〇〇

一 準備委員會費 三〇,〇〇〇.〇〇

一 部準備委員會費 三〇,〇〇〇.〇〇

一 會場使用料 (神宮競技場、相模場、野球場、公會堂、體育館、大宮輪場) 一三,〇〇〇.〇〇

一 稅金 六,〇〇〇.〇〇

一 設備用具費 (備人費、臨時施設費共) 一五,〇〇〇.〇〇

一 日本選手強化費 (二〇團體平均三〇〇圓宛) 一〇,〇〇〇.〇〇

一 日本選手旅費集合解散費 (二五〇人 四〇圓) 一〇,〇〇〇.〇〇

一 參加章費牌費 二,〇〇〇.〇〇

一 接待費 (選手役員招待費) 五,〇〇〇.〇〇

一 式典費 五,〇〇〇.〇〇

一 醫事調查費 一,〇〇〇.〇〇

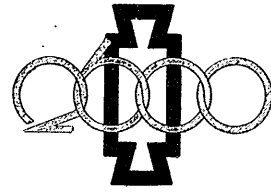
一 事務費 (印刷、通信、給與、番組印刷) 一〇,〇〇〇.〇〇

一 國際新聞報電話料 五,〇〇〇.〇〇

一 宣傳費 三,〇〇〇.〇〇

一 豫備費 一〇,〇〇〇.〇〇

計 二二〇,〇〇〇.〇〇



拜啓 時下薰風之候益々御清榮之段奉賀候
 陳者來る六月五日より九日まで五日間紀元二千六百年奉祝東亞競技
 大會を開催可致候

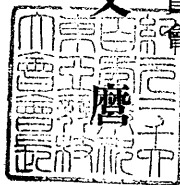
就ては貴臺を右大會 顧問 問 に御推薦申上候間御繁忙の折柄
 乍恐縮斯道獎勵の思召を以て御承引御協力賜り度此段得貴意候

敬具

昭和十五年五月 日

紀元二千六百年奉祝東亞競技大會委員

會長 公爵 近衛 文

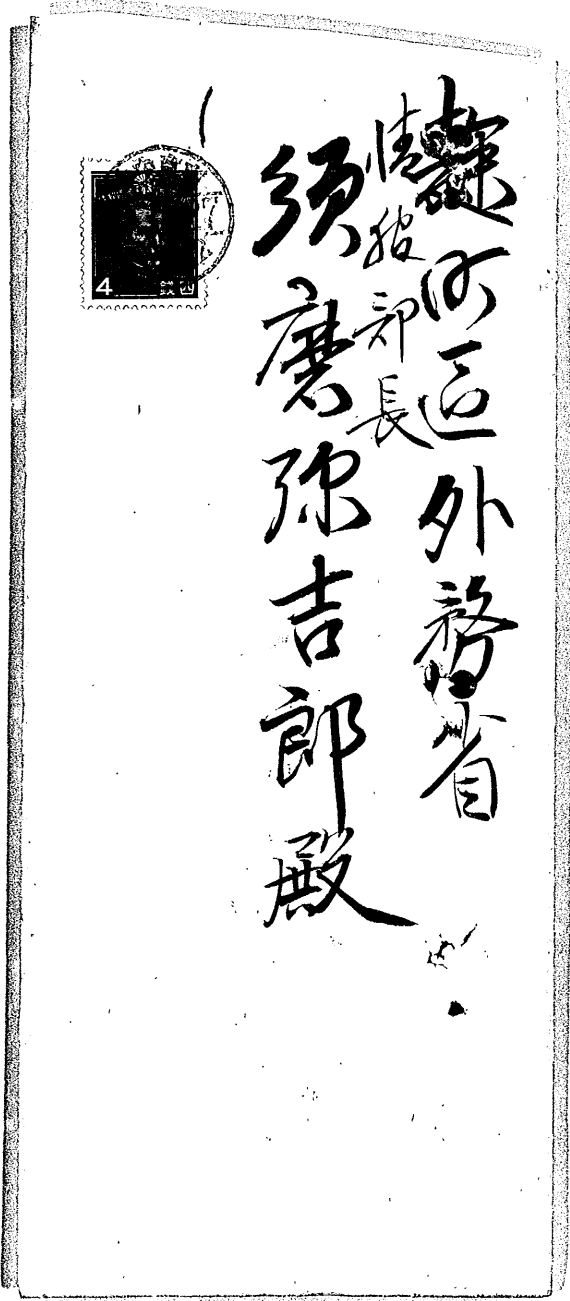


外務省情報部長
 須磨彌吉郎殿

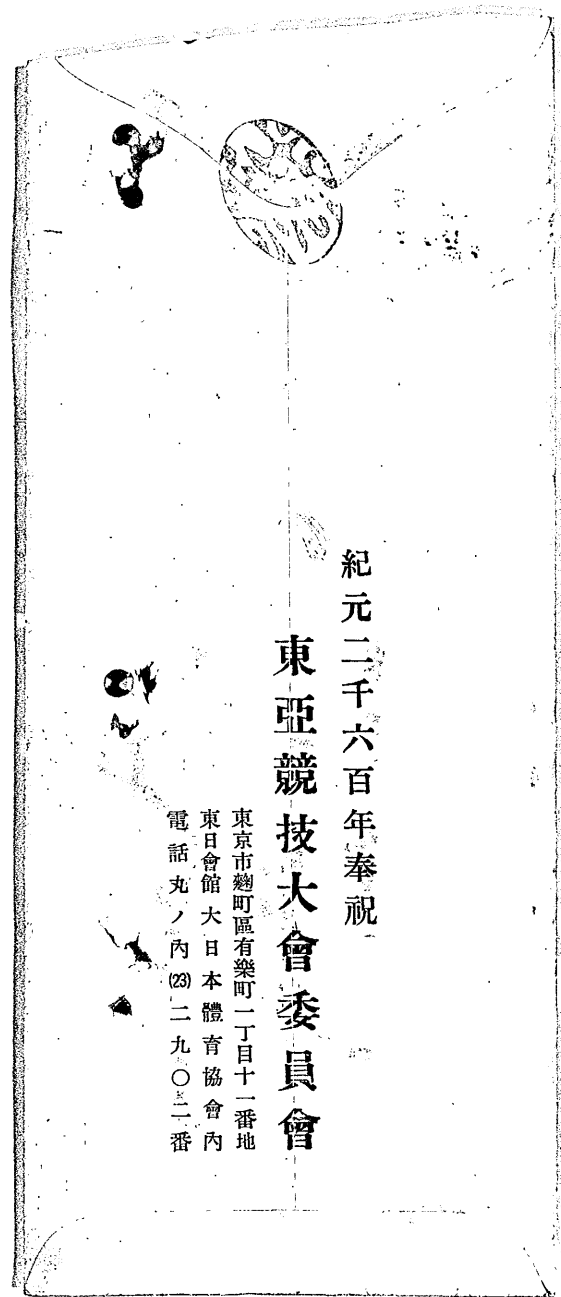
要四

紀元二千六百年奉祝東亞競技大會

I-0476



I-0476



紀元二千六百年奉祝

東亞競技大會委員會

東京市麴町區有樂町一丁目十一番地
東日會館大日本體育協會內
電話丸ノ内(四)二九〇二番

I-0476

原書
321/
寫

昭和15 五五二一九 暗 南京 六月十五日午後發

本省 十五日夜着

有田外務大臣 阿部大使

第一八四號 特第三〇號

外交部務部長十二日日本使ヲ來訪シ答禮使節トシテ本邦滯在中ノ經過
竝ニ東亞競技大會ニ出席ノ模様ヲ報告シ日本朝野ヨリ受ケタル熱誠
ナル歡迎ニ對シ感謝ノ意ヲ表スルト共ニ一同和平ノ前途ニ一大光明
ヲ發見セル感アリタリト述ヘタル後當面氣附キタル問題トシテ左ノ
通り語リタリ

一 日支兩國ノ將來ノ爲文化方面ノ提携最モ重要ナルヲ感シタルカ過
般來研究中ノ中日文化協會モ成ルヘク速ニ實現セシメタク又初等
及中等ノ教育ハ特ニ重大ナル關係アリ教科書ノ編纂等ニ付テモ政
府ハ排日教材ノ排除其ノ他ニ付銳意研究中ナルカ今後ハ日本側ト

(日本標準規格B5)

外務省

ノ密接ナル聯絡ヲ保チ教育親善ノ實ヲ擧タル機致度シ

ニ 東亞競技大會等ニ東亞各國選手相集リ競技ヲ爲スコト素ヨリ有意
義ナルカ此ノ際一步ヲ進メ東亞體育協會トモ云フヘキ常設機關ヲ
設ケ不斷ニ體育ノ研究獎勵竝ニ體育ヲ通スル親睦ヲ計ルコトトス
レハ一層有意義ナルヘシ尙今回ノ大會ニ於テハ事前ノ聯絡不充分
ナリシ爲蒙古側選手ハ蒙古ノ旗ヲ押立テテ支那選手團ト別箇ノ行
動ヲ執ラントシテ紛擾ヲ醸シタルカ今後此ノ種ノ會合ニハ支那側
ハ特ニ中央ニテ統制スル建前ト爲シ斯ル地方的分裂ノコトナキ機
致度シ尙今後東京ニ開カルヘキ東亞教育大會ニ付テモ御注意願度
シ

三 日支國交調整ニ關シテハ有田大臣ヨリ近ク大使ニ訓令ヲ發シ得ル
選ヒトナリ居ル旨内斷アリタルカ訓令到着ノ上ハ速ニ交渉ヲ開始
セラルル様希望ニ堪ヘス

右ニ對シ本使ヨリ教育方面ニ於テ兩國提携ノ基礎ヲ作ルコトハ極メ

(日本標準規格B5)

外務省

I-0476

テ有意義ナル旨ヲ述ヘ今後ノ極力聯絡方ニ付要望シ其ノ他ノ問題ニ付テモ然ルヘク應酬シ置キタルカ次テ褚ヨリ歐洲戰局ノ推移ニ對スル日支兩國ノ對策ニ付話出シタルヲ以テ本使ヨリ戰局ニ關スル情報竝ニ各國ノ動向ニ關スル觀察ヲ述フルト共ニ日本側ニ於テ昨年九月歐洲戰爭勃發當時執リタル態度及措置竝ニ伊太利參戰後ノ日本側ノ措置ニ付詳細説明ヲ與ヘタル後國民政府ニ於テハ此ノ際歐洲戰局ノ狀況ヲ材料トシテ重慶側其ノ他一般ニ對シ抗戰繼續ノ無意義ナルヲ認識セシムル爲積極的ニ宣傳其ノ他ノ工作ヲ進ムル必要アル旨ヲ告ケタルニ褚モ之ニ同感ヲ表シ十五日再會ノ節右問題ニ付更ニ御相談シタシト述ヘ辭去セリ

各總領事ヨリ興亞院連絡部ニ轉報アリタシ
在支各總領事、香港へ轉電セリ

外
務
省

(日本標準規格B5)

I-0476

